

令和4年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第702号 損害賠償請求控訴事件(原審:名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号)

口頭弁論終結日 令和3年12月17日

判 決

名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

控 訴 人 多 田 雅 史

名古屋市天白区御前場町258番地

被 控 訴 人 医 療 法 人 社 団 幹 和 会

同 代 表 者 理 事 長 鬼 武 義 幹

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 野 彩 子

同 植 木 祐 矢

ほか

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、5000円及びこれに対する令和2年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを1200分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する令和2年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。